

令和元年12月26日

朝倉市長 林 裕二 様

公益社団法人 甘木朝倉法人会
会長 阿部 達彦

令和2年度税制改正要望事項

項目	課題
消費税の軽減税率について	<p>令和元年10月に消費税率の引き上げと同時に導入された軽減税率制度については、事業者の事務負担も大きいことから、今後低所得者対策の効果等も見極めながら、制度の存続を検討していくべきである。</p> <p>また、事業者の事務負担を考慮すれば、令和5年10月に導入される予定の適格請求書保存方式（インボイス方式）は見直すべきである。</p>
財政健全化	<p>プライマリーバランスの均衡化が未だおこなわれておらず、徹底的な行政改革をおこなうとともに、税制の大幅な見直し等により、早期のプライマリーバランスの均衡化を図るべきである。</p>
中小企業に関連する税制	<p>法人税における中小企業の軽減税率（現行15%）については、現行の税率を恒久化すべきである。それとともに現在の所得金額の上限である800万円を2,000万円程度に引き上げることが望ましい。</p> <p>事業承継税制については、平成30年度税制改正により大きく改正されたが、時限立法ではなく、恒久化すべきである。更に使いやすい簡易な制度に改めていくことも検討されたい。</p> <p>交際費課税の特例措置については、延長が望ましい。</p>
法人税	<p>役員給与について、原則損金不算入としている法人税法第34条を改正し、原則損金算入とすること。</p> <p>退職給与引当金については、従業員の雇用に伴って年次的に債務が生じることを反映するものであることから、損金算入すべきである。</p>

	<p>賞与引当金についても、企業会計上は当然に費用とされているものであり、損金算入とすべきである。</p> <p>適用額明細書については、実際に他の別表を添付していることから、二重の事務負担が生じている。事務負担の観点から廃止すべきである。</p> <p>電話加入権については、すでに実体的価値がないため、損金算入を認めるべきである。</p> <p>法人税、法人住民税、事業税、消費税等につき、事務負担等も考慮し、申告期限を現行の決算日より 2 ヶ月以内から、3 ヶ月以内へと延長すべきである。</p>
相続税・贈与税	<p>平成 27 年度税制改正により基礎控除額が引き下げられたことから、税負担が増している。従来程度まで基礎控除を引き上げるべきである。また、個人事業者の青色申告特別控除については、引き上げを求める。(現行 55 万円もしくは 65 万円)</p> <p>また、相続税の申告期限(現行は 10 ヶ月以内)を 1 年程度に延長すべきである。</p> <p>贈与税の基礎控除額(現行年 110 万円)については、引き上げることが望ましい。</p>
印紙税	<p>近年の商取引においては、電子を媒体とするなど、様々な取引形態が生じており、紙の文書に貼付する印紙については、廃止すべきである。</p>
地方税関係	<p>事業所税については、都市部の納税者の大きな負担となっており、廃止すべきである。</p> <p>償却資産に係る固定資産税制度は抜本的に見直すべきである。法人は自由に決算期を定めることができるが、償却資産に係る固定資産税の申告は 1 月 31 日と定められており、二重の事務負担となっている。決算期に併せて申告できるよう改正すべきである。</p>

以上

令和元年12月26日

朝倉市議会 議長 堀尾俊浩 様

公益社団法人 甘木朝倉法人会
会長 阿部 達彦

令和2年度税制改正要望事項

項目	課題
消費税の軽減税率について	<p>令和元年10月に消費税率の引き上げと同時に導入された軽減税率制度については、事業者の事務負担も大きいことから、今後低所得者対策の効果等も見極めながら、制度の存続を検討していくべきである。</p> <p>また、事業者の事務負担を考慮すれば、令和5年10月に導入される予定の適格請求書保存方式（インボイス方式）は見直すべきである。</p>
財政健全化	<p>プライマリーバランスの均衡化が未だおこなわれておらず、徹底的な行政改革をおこなうとともに、税制の大幅な見直し等により、早期のプライマリーバランスの均衡化を図るべきである。</p>
中小企業に関連する税制	<p>法人税における中小企業の軽減税率（現行15%）については、現行の税率を恒久化すべきである。それとともに現在の所得金額の上限である800万円を2,000万円程度に引き上げることが望ましい。</p> <p>事業承継税制については、平成30年度税制改正により大きく改正されたが、時限立法ではなく、恒久化すべきである。更に使いやすい簡易な制度に改めていくことも検討されたい。</p> <p>交際費課税の特例措置については、延長が望ましい。</p>
法人税	<p>役員給与について、原則損金不算入としている法人税法第34条を改正し、原則損金算入とすること。</p> <p>退職給与引当金については、従業員の雇用に伴って年次的に債務が生じることを反映するものであることから、損金算入すべきである。</p>

	<p>賞与引当金についても、企業会計上は当然に費用とされているものであり、損金算入とすべきである。</p> <p>適用額明細書については、実際に他の別表を添付していることから、二重の事務負担が生じている。事務負担の観点から廃止すべきである。</p> <p>電話加入権については、すでに実体的価値がないため、損金算入を認めるべきである。</p> <p>法人税、法人住民税、事業税、消費税等につき、事務負担等も考慮し、申告期限を現行の決算日より 2 ヶ月以内から、3 ヶ月以内へと延長すべきである。</p>
相続税・贈与税	<p>平成 27 年度税制改正により基礎控除額が引き下げられたことから、税負担が増している。従来程度まで基礎控除を引き上げるべきである。また、個人事業者の青色申告特別控除については、引き上げを求める。(現行 55 万円もしくは 65 万円)</p> <p>また、相続税の申告期限(現行は 10 ヶ月以内)を 1 年程度に延長すべきである。</p> <p>贈与税の基礎控除額(現行年 110 万円)については、引き上げることが望ましい。</p>
印紙税	<p>近年の商取引においては、電子を媒体とするなど、様々な取引形態が生じており、紙の文書に貼付する印紙については、廃止すべきである。</p>
地方税関係	<p>事業所税については、都市部の納税者の大きな負担となっており、廃止すべきである。</p> <p>償却資産に係る固定資産税制度は抜本的に見直すべきである。法人は自由に決算期を定めることができるが、償却資産に係る固定資産税の申告は 1 月 31 日と定められており、二重の事務負担となっている。決算期に併せて申告できるよう改正すべきである。</p>

以 上